利であって何人も これが妨害を許さぬ家である
たゞ因無警察是 殆下に於いて此れが不法なる壓迫を許す
はずがない。
官憲といへど他人に累々を加へる事は 法治國に於いて等しく
禁ずる所である。
吾等は生活救濟のため 投票なる 資本家を反省せしむ
る迄 無智にして暴慢なる 乱心に近き官憲の不法を糾断し
最後の二義勝利を期せんとするものである
各位の正しき御判断に訴へ御声援を希ふ次第である。
昭和四年六月六日
榎本鈴木伸銅部 爭議団本部
日本労働総同盟 東京鉄工組合
永会民衆党 北京摩支部

爭 586

勞社第一一〇一號
昭和四年六月廿六日
警視總監 長岡隆一郎

内務大臣望月圭介 殿
永會局長 官 殿
埼玉縣知事 殿

榎本黄銅製板工場ノ勞働爭議ニ関スル件 （戸六報）

要

六月十五日 調停課ノ斡旋ニヨリ從業員側ハ議決的
意見ヲ提出シタルモ工場主不在ノ爲メ交渉進展セズ

1